

## ○外住組合員からの理事の選任に関する規程

平成30年1月20日制定

### 外住組合員からの理事の選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員選任に関する細則（平成6年6月11日制定。以下「細則」という。）第2条ただし書の規定に基づき、日吉台地区に居住しない組合員（以下「外住組合員」という。）からの理事の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理事の定数)

第2条 外住組合員から選任する理事の定数は、2名とする。

(理事候補者の選出方法)

第3条 外住組合員から理事候補者として選出する方法は、理事による選挙で行う。

(立候補の届出)

第4条 立候補の届出は、毎年2月中に行う。ただし、定数を満たしている場合又は改選する必要がないときは、行わない。

2 立候補の届出期間は、理事会が決定した届出開始の日から10日間とする。

3 立候補の届出時間は、前項の期間中の平日の午前9時から午後4時までとする。

4 立候補の届出期間の周知は、組合の広報誌又はホームページに掲載して行う。

(立候補の届出書)

第5条 立候補の届出書は、別記様式による。ただし、電子メールの場合は、押印を省略することができる。

2 立候補の届出書は、郵送、持参又は電子メールの方法のいずれかによることができる。

(立候補の制限)

第6条 細則第5条の欠格条項に抵触する組合員は、立候補することができない。

(補充立候補を行わない措置)

第7条 立候補者がいない場合又は立候補者数が定数に満たない場合であっても、補充立候補を行わない。

(欠員の措置)

第8条 理事に欠員が生じても当該理事の補充は行わず、第4条の手続によるものと

する。

(理事候補者の選出手続)

第9条 理事会が総会の役員選任案に理事候補者として選出する手続は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 立候補者が定数を超えない場合は、無投票とし、当該立候補者を理事候補者とする。

(2) 立候補者が定数又は選挙すべき人数を超える場合は、3月中に理事による投票を行い、得票数上位の者を理事候補者とする。

(3) 前号における得票数が同数の場合で、理事候補者を決定するときは、理事会が、くじによりこれを行う。

(投票の方法)

第10条 投票は、無記名とし、理事が投票用紙に候補者名を記載して行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(外住組合員からの理事の選任に関する規程の廃止)

2 外住組合員からの理事の選任に関する規程(平成16年1月17日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成30年度の外住組合員からの理事の選任に関しては、なお従前の例による。